

# 建築物環境配慮制度について（条例改正等説明資料）

参考資料 2

## 建築物環境配慮制度の概要

建築主が建築物の新築や増改築を行う場合、以下の環境配慮事項について講じた措置を、総合的に自己評価する制度である。

- ①エネルギーの使用の抑制      ②資源及び資材の適正な利用
  - ③敷地外の環境への負荷の低減   ④室内環境の向上
  - ⑤建築物の長期間の使用の促進   ⑥周辺地域の環境の保全
- 自己評価結果は5段階に格付けされる。

## 大阪府温暖化の防止等に関する条例

### 【建築物環境計画書】

建築主は、建築物の環境配慮のための措置に係る計画書を作成

届出

知事

## 改正の目的

### 【建築物環境計画書】

届出対象を拡大することで、環境配慮の取組みを拡充させる（全国で同様の届出制度を実施している自治体の大半が2,000m<sup>2</sup>以上の建築物の新築等に計画書の届出を義務付けている）。

### 【建築物環境性能表示】

建築主の自主的かつ積極的な環境配慮の取り組みを促し、環境に配慮した建築物が高く評価されるしくみをつくることでこれらの建築物が社会に普及する効果を誘導する。

## 現行条例・規則

### 【建築物環境計画書】

5,000m<sup>2</sup> 超  
届出義務

## 条例・規則改正後 (H24.2月議会上程)

### 【建築物環境計画書】

2,000m<sup>2</sup> 以上  
届出義務

### 【建築物環境性能表示】

2,000m<sup>2</sup> 以上  
広告掲載義務

H24.7  
施行予定

## 大阪府環境審議会（H23.6.27 諮問・H23.11.24 答申）

- 大阪府環境審議会で、建築物環境配慮制度の現行制度のあり方についての審議がなされた。その結果、他自治体の事例を参考として、以下の本制度の見直しについては適当である旨の答申を得た。
- ・届出対象範囲を、延べ面積 5,000 m<sup>2</sup> を超える建築物から、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物に拡大。
  - ・届出建築物の環境性能効率（省 CO2 等）を建築物販売時等に表示するよう、条例で義務化

